

連合愛知

- ・労災の防止・快適な職場
- ・心身の健康

センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター 〒456-0002

名古屋市熱田区金山町1丁目14-18 ワークライフプラザれあろ3F TEL(052)684-0 0 0 3 FAX(052)684-0 3 0 3

連合愛知ホームページからも閲覧できます http://www.rengo-aichi.or.jp



安全衛生センター 理事長 可知 洋二



連合愛知構成組織の皆様におかれましては、穏やかで 希望に満ちた新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。 また、日頃より安全衛生センターの諸活動にご理解と ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、愛知県下の労働災害状況をみると、「第12次労働 災害防止推進計画」の初年である平成25年以降、休業4 日以上の労災件数は年間6,300件以上で推移しており、残 念ながら、計画で掲げた労働災害減少の目標達成には遠 く及ばない見込みとなっています。

本年は「第13次労働災害防止推進計画」のスタートの年です。愛知労働局では、顕在化した業種別の課題や転倒災害など、多発する事故の型に特化した災害防止対策などを計画に盛り込み、新たな労働災害減少目標を示したうえで、各事業所における効果的な取り組みを期待しています。

本来、働くことで生命が脅かされたり健康が損なわれたりするようなことはあってはなりません。組合員が安心して働くことができる職場環境の実現は、われわれ労働組合にとって最も重要な取り組みです。

今年は戌年。戌は、勤勉、努力家という特徴を持つとも言われます。私たちはたゆまぬ努力を惜しまず、職場実態を徹底的に把握して災害発生リスクを排除するよう経営側に要請するなど、"労働災害による犠牲者を絶対に出さない"という覚悟で、すべての関係者を巻き込んだ積極的な取り組みを進めていく必要があります。

当センターとしても、「安全」「快適」「健康」という普遍的なテーマについて、長時間労働の是正や多様な働き方を可能とする社会への変革、健康経営の実現など、昨今の労働安全衛生を取り巻く環境の変化に対応しながら、各構成組織や加盟組合の取り組みの推進につながる活動を進めてまいります。

各構成組織におかれましては、引き続きのご理解とご協力をお願いするとともに、働く仲間の安全と健康を祈念し、年頭の挨拶といたします。



データでみる 安 全 衛 生



「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」から (厚労省) ※平成28年7月~10月に実施

- ◆従業員向け相談窓口の相談内容 ※複数回答可
 - 第1位…パワーハラスメント(32.4%)
 - 第2位…メンタルヘルス(28.1%)
 - 第3位…賃金・労働時間等の勤労条件(18.2%)
 - 第4位…セクシュアルハラスメント(14.5%)
- ◆過去3年間にパワハラを受けたことがあると回答した 従業員 …32.5% (平成24年度は25.3%)
- ◆パワハラの予防・解決に向けた取り組みを実施している企業 …52.2%
- ◆パワハラに限らず、従業員向け相談窓口を設置している企業 …73.4%
- ◆パワハラを受けたと感じた者が「何もしなかった」 と回答した従業員 …40.9%



なぜ?との問いには、「何をしても解決にならないと思ったから」、「職務上不利益が生じると思ったから」と回答した比率が高い。

安全 🛖 第一



労働安全衛生法第66条の8では、「事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚労省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚労省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない」と定めているが、医師による面接指導

の対象となる労働者の要件は、1週間当たり 40時間を超え、1月当たり【 】時間 を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者。

ア.80

1. 100

ウ. 120

(労働調査会「労働安全衛生広報(別冊)」より)※答えと解説は裏面

安全衛生教育促進運動実施中 「正しい知識で 職場を安全・健康に!」



平成28年10月に、第 三次産業や製造業にお ける災害増加、メンタ ルヘルス対策や化学物 質のリスクアセスメン トの推進の重要性等を 踏まえた安全衛生教育 推進要綱の改正が行わ れ、安全衛生教育・研 修の対象者に安全推進 者、荷役災害防止担当 者、化学物質管理者、 産業保健スタッフ、管 理職などが追加された ほか、安全衛生教育: 研修の種類の充実など

が図られた。

各事業場においては、これらの改正内容を踏まえ、実施体制と内容を一層充実させるとともに、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など、教育・研修の対象者が増える年度初めに向けて計画的に準備 /

全国産業安全衛生大会 | N神戸 報告



交通安全分科会を 聴講して

運輸労連 全日通労働組合 大井 敦生

11月8日から神戸で開催された「全国産業安全衛生大会」に参加した。

分科会では、自身が運輸業に携わっていることもあり、最も身近なテーマを取り扱っていると思われる交通安全分科会の発表を聴講した。

他の業種から見た交通安全・交通事故ゼロに向けての取り組みは新鮮であった。特に、運転によって収入を得ていない業種からすると、営業車を運転している時やマイカー通勤時が最も危険にさらされる場面であるということだ。そういう状況において、事故を未然に防ぐにはどうしたらいいかという視点からの取り組みに、どこも苦労されている様子が窺えた。

今回の大会に参加することで、「受傷事故防止に向けた活動」、「運転者に影響力のある情報発信を行うことを目指す」、「途中で踏むブレーキは、何か(危険な)イベントが起きている」、「ヒヤリハットマップの作成」、「行政や運送業者を巻き込んだ活動」など、新たに発見できたことや改めて確認できたことを含めて、各社の事故災害ゼロに向けた熱い思いを肌で感じることができた。

安全は終わりのない地道な活動である。しかし、すべての立場の人が安全・衛生に関与すれば大きな力となる。そんな会社・職場になるよう、今回受けた刺激を伝え、自らも実践していこうと思う。

を進め、着実に実施することが必要である。

特に昨年は、死亡災害が急増する中で、厚労省から「死亡災害撲滅に向けた緊急要請」がなされ、安全衛生教育の 徹底が例年以上に強く求められているところでもある。

各事業所や職場においては、特に次の事項に取り組んで ほしい。

- ① 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
- ② 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- ③ 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存な ど安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- ④ 法定教育等の徹底
 - ア 新入社員 (パート・アルバイト・派遣労働者を 含む) に対する雇入れ時教育
 - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対 する作業内容変更時教育
 - ウ 特別教育を必要とする危険有害業務に新たに従 事する者に対する特別教育
 - エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育
 - オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務で の免許所有者や技能講習終了者などの資格者の充 足
 - カ 安全衛生業務従事者を選任・配置するための教 育等
 - キ 危険有害業務従事者への教育、安全衛生業務従 事者への能力向上教育
 - ク 健康の保持増進を図るための健康教育
 - ケ これらに準じた安全衛生水準の向上に資する教育・研修
- ⑤ 法定教育以外の教育等の充実
 - ア 労働安全衛生マネジメントシステム担当者への 教育
 - イ 化学物質管理者教育
 - ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成す るための専門教育
 - エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケ ア推進のための教育・研修
 - オ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
 - カ 管理職に対する安全衛生教育
- ⑥ 自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、 安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実 施
- ⑦ 資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して必要な資格または特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- ⑧ 危険体感教育や、日々の危険感受性を向上させる 教育等の活用

安全衛生クイズ基本編 ⑨

【答え】イ

<労働安全衛生規則第52条の2>

「法第66条の8第1項の厚労省令で定める要件は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする(以下省略)」と定めている。